

児童扶養手当現況届と 特別児童扶養手当所得状況届

担当 子ども育成課

☎046(252)7201
☎046(255)5080

児童扶養手当現況届、特別児童扶養手当所得状況届を受け付けます。この届け出を基に8月分以降の手当を受けられるかを審査します。手続きをしないと8月分以降の手当が受けられなくなります。手続方法については、事前に通知書でお知らせします。

児童扶養手当現況届

○提出日 8月1日(月)～31日(水) 午前8時30分～午後4時45分

※必ず来庁の上、受給資格者本人が手続きをしてください(郵送不可)。

○持ち物 通知書、印、手当証書、健康保険証など

特別児童扶養手当所得状況届

○提出日 8月12日(金)～9月12日(月) 午前8時30分～午後4時45分

※郵送不可。

○持ち物 通知書、印、手当証書など

児童扶養手当・特別児童扶養手当とは

ひとり親家庭や障がい児のための手当を設けています。いずれも、支給要件や所得制限があります。

○対象 ▼児童扶養手当

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額が変更

4月分以降の支給額が、次の通り変更されました。

○児童扶養手当(月額) 42330円～9990円

○特別児童扶養手当(月額) ▼1級 51500円 ▼2級 34300円

※8月に振り込む手当から支給額を変更します。

8月分から児童扶養手当の加算額を変更

8月分以降、児童扶養手当の加算額を次の通り増額します。加算額は所得により異なります。

○第2子 最大月額1万円(従来は5万円)

○第3子以降 最大月額6千円(従来は3千円)

※12月に振り込む手当から支給額を変更します。

母子家庭父子家庭高等職業訓練 促進給付金等事業

担当 子ども育成課

☎046(252)7201
☎046(255)5080

母子・父子家庭の親が就業するための資格を取得するために養成機関で修業する場合、一定期間について「高等職業訓練促進給付金」および「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。

4月1日から制度の内容が一部変更になり、4月1日以降に養成機関において修業を開始した方、4月1日時点で養成機関において修業中の方が対象となります。

○対象 市内在住の母子・父子家庭の親で、次の要件を全て満たす方

①児童扶養手当を受給しているまたは同様の所得水準にある②養成機関において1年以上のキャリアラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる③就業または育児と修業の両立が困難である④20歳未満の児童を扶養している⑤過去に高等職業訓練促進給付金などを支給していない

※父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した方が対象です。

※高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けている方は対象外です。

○対象資格 准看護師、看護師、理学療法士、保育士、介護福祉士、作業療法士、歯科衛生士、調理師、製菓衛生師、美容師、社会福祉士など

○支給額 ▼高等職業訓練促進給付金 月額7万5000円(市民税非課税世帯は10万円) ▼高等職業訓練修了支援給付金 2万5千円(市民税非課税世帯は5万円)

○支給期間 申請のあった月から修業期間の全期間(上限3年)、高等職業訓練修了後に支給

○貸付 平成28年1月20日以降に、高等職業訓練促進給付金の支給を受けるものが養成機関に入学する場合、また、高等職業訓練促進給付金の受けるものが、養成機関を卒業する場合には、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金の貸付を受けることが可能となりました。

※専門実践教育訓練給付金を受給する者、保育士

修学資金貸付事業(保育士・介護福祉士等修学資金貸付制度(介護福祉士等)を利用する者は、当該貸付金の貸付対象とはなりません。

※これら当該貸付金と同時に利用できる給付金などを受けた場合、当該貸付金の返還が求められます。

○申請方法 電話で直接担当へ

母子父子自立支援員の相談



母子父子自立支援員の相談

○とき 月曜～金曜日(祝・休日を除く) 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)

○申込方法 電話で直接担当へ

担当 子ども育成課
☎046(252)7201 ☎046(255)5080

県在宅重度障害者等手当などの 現況届と新規申請

担当 障がい福祉課

☎046(252)7978
☎046(252)7043

市では、①神奈川県在宅重度障害者等手当②特別障害者手当・障害児福祉手当の現況届と新規申請を受け付けます。これらは、日常生活で介護を必要とする重度障害者(児)が県や国から手当を受けられる制度です。お手元に届いている通知書に本人または家族が必要事項を記入の上、次の期間に直接担当へご提出ください。

◆新規申請 ①9月9日(金)まで②随時

※認定には障がい要件、在宅要件などあります。詳しくは担当までお問い合わせください。

申請期間

◆現況届 ①9月9日(金)まで②8月12日(金)



広告

相模の大地を望む緑の公園墓地

宗旨・宗派不問

おかげさまで
大好評
受付中

お手頃価格
墓地使用料
墓石工事代
95万円(税別)より
(年間管理料(別途)が安心価格の2,000円)



(一財)神奈川県教育福祉振興会指定 (一財)神奈川県教育会館指定
(一財)神奈川県厚生福利振興会指定 神奈川県市町村職員共済組合指定
許可年月日/平成12年3月21日神奈川県指令第526号

公益法人 相模メモリアルパーク ☎0120-000-375

〒243-0308 神奈川県愛甲郡愛川町三増字川久保109-2
石材センター 営業時間 8:30～17:00(水曜定休)